

わたしはどうなの？ 家畜排せつ物法

飼養頭数は、次の頭数（法律の対象となる飼養頭数）以上ですか？

- 牛・馬 10頭（6ヶ月齢未満の子畜を除く*）
- 豚 100頭（3ヶ月齢未満の子畜を除く）
- 鶏 2000羽（2日齢未満のヒナを除く）

* 肉用牛繁殖経営で出荷が確実と見込まれる子畜については10ヶ月齢未満の子畜を除く。
乳用種育成経営の場合、育成頭数に1/3をかけた頭数でカウントします。

飼養頭数が小規模な農家については、排せつ物の発生量が少ないこと、自己所有の農地等に還元することで野積み、素掘り等が改善される可能性が高いことから法律の対象にはなりません。小規模でも環境問題の発生を防止することは大事ですので、野積みや素掘りは行わないよう適切に管理してください。

いいえ

はい

固形物

- 除ふんのたび 堆肥センター・耕種農家へ
- 堆肥舎（管理基準を満たした施設）
- 堆肥盤、自己所有地に堆積

できた堆肥

- 堆肥センター・耕種農家へ
- 利用するまで堆肥舎等で保管（管理基準を満たした施設）
- 堆肥盤・自己所有地で堆積、保管

処理に関しては問題ありません。運搬については流出しないよう十分注意してください。

処理に関しては問題ありません。今後も施設の定期的な点検を行い、施設の維持管理に努めてください。

現在の状態では管理基準を満たしません。堆肥盤を利用している場合は、屋根をかけるなり、防水シートで覆うなどの改善が必要です。自己所有地に堆積している場合は、堆肥舎等を設置するか防水シートで上下を覆うなどの改善が必要です。

液状物

- 敷料に吸着
- 浄化、液肥化処理施設
- 管理基準を満たした槽で一定期間貯留
- 素掘りで貯留

- 浄化処理後、放流
- 液肥として利用
- 堆肥センター等へ
- 地下浸透、素掘りで貯留

液状物の管理上問題はありませぬ。敷料からの漏汁に十分注意してください。

液状物の管理上問題はありませぬ。環境関係法律の基準を遵守してください。

処理に関しては問題ありません。運搬については流出しないよう十分注意してください。

現在の状態では管理基準を満たしません。コンクリートや防水シート等で構築された施設等で適切に管理し、汚水が地下浸透や流出しないようするための改善が必要です。

・・・畜産環境保全に対する相談窓口・・・

- ① 処理施設に関する一般的な相談は・・・支庁・地方事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、市町村、農協
- ② 各種補助事業に関する相談は・・・支庁・地方事務所、市町村、農協
- ③ 畜産環境整備リース事業に関する相談は・・・農協、県経済連、庄内経済連、配合飼料価格安定基金協会
- ④ 各種制度資金に関する相談は・・・融資機関（農協等）、支庁・地方事務所、農業改良普及センター
- ⑤ 堆肥化処理に関する技術的な相談は・・・県農業研究研修センター畜産研究部、農業改良普及センター

お問い合わせ先 山形県農林水産部農畜産振興課畜産室 畜産振興係 TEL 023-630-2470